

制度の創設について

富山県制度融資の拡充に合わせて、次の通り保証制度を創設しました。

制度名

富山県中小企業融資制度保証 創業支援資金 事業承継支援枠「地域再生・創生特別融資」

制度概要

目的	県内事業者から事業を引き継ぐ県内中小企業を支援するため。
対象者	県内事業者から地域再生に資する事業を引き継ぐ県内に主たる事業所を有する中小企業者で、次のいずれにも該当するもの。 1. 承継元の事業の従業員が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）超でその過半数の雇用を維持するもの。 2. 施設・設備の新增設または改修を行うもの。 ※事業承継から2年以内の方も利用可能。 ※承継元の企業が大企業であっても利用可能。
資金使途	設備資金、運転資金
保証限度額	1億円(うち運転資金3,000万円)
保証期間	設備資金 10年以内(うち据置期間1年以内) 運転資金 5年以内(うち据置期間1年以内)
貸付利率	年1.20%以内
信用保証料率	年0.35%～年1.05%
制度略称	県承継再生